

平成29年3月27日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

市民建産常任委員会
委員長 高原 伸二

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第110条の規定により報告します。

記

第11号議案 古賀市農業集落排水処理施設条例及び古賀市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

小野北部農業集落排水処理施設の一部が整備され、その供用を開始するため及び使用料の徴収に係る汚水排出量の減量認定について明確にするため、関係条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 今回の条例改正は下水道使用料及び農業集落排水使用料の徴収に関する規定に、汚水排出量の算定に関する規定を追加するものであり、従来、規則に定めていた内容を文言整理して条例に定めることにより、汚水排出量の算定に関する規定及び汚水排出量の減量認定の根拠を明確にすることを目的としているとのこと。
2. 井戸水については、現行と条例改正後も変わらず、井戸水世帯人員の数によって家庭雑排水の使用水量、水洗トイレの使用水量、お風呂の使用水量が決められており、それにより認定するとのこと。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第12号議案 古賀市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都市計画区域の統合に伴う都市計画の名称変更に係る所要の改正を行うため、

条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 都市計画の区域統合及び名称変更が、平成29年1月24日に決定され、それに伴い今回の本議会に提出するとのこと。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第13号議案 古賀市勤労者研修センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

古賀市勤労者研修センターの管理運営方法の変更に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 現行、冷暖房費は使用料の3割増という徴収方法を、改正案では、利便性向上のためにコイン式を導入したとのこと。
2. 宿泊廃止に至った経緯は、近年の利用者の減少（平成21年度から宿泊者はゼロ）、公共施設全体の考え方、コスト削減等、総合的に考えて判断したとのこと。

【意見】

（賛成意見）

- ・今回の改正の大きな変更点の中に、従来提供していた宿泊について、平成21年以降実績がないという現実是十分理解できるが、宿泊を廃止するのであれば、周知期間を確保する必要があるのではないかと指摘をし、賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第30号議案 町及び字の区域及び名称の変更について

古賀市高田土地区画整理事業の換地処分に伴い、久保の一部の区域及び名称を

変更するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 本市から高田土地区画整理組合に対し新町名の推薦を依頼し、同組合から組合員及び高田行政区の住民に対し新町名の募集を行い、その中で、美しいまち、希望のまち、明るいまちをめざした振興地域であるということで、新しいまちとしての繁栄の願いを込め、第一候補の美郷を本議会に提案するとのこと。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第31号議案 通信回線を用いた電子計算機の結合について（コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付サービス事業）

コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付サービス事業の実施に当たり、通信回線を用いた電子計算機の結合を行う必要があるため、古賀市個人情報保護条例の規定により市議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 4桁のパスワード、専用回線の利用、その専用回線の暗号化、証明書センターはセキュリティーポリシー等を定めている団体である等々、安全な個人情報保護のための措置を行っているとのこと。
2. 証明書等への対策としては、コピーした証明書に複写という文字を浮き上がらせる、暗号処理をしたスクランブル画像による改ざん防止、潜像画像による偽造防止等の安全措置が施されているとのこと。
3. 現在、市役所の窓口か、サンコスモ古賀、もしくは電話予約という限られた窓口、時間の中で証明書等の発行を行っている。本事業を導入すると、証明書等が午前6時30分から午後11時まで、全国のコンビニエンスストアで取得でき、大幅に時間と場所の拡大が図られ、市民の利便性が向上するとのこと。
4. 今回のオンライン結合による個人情報の提供を行う実施機関の所属長は市民国保課長、個人情報保護担当課長は総務課長、電算担当課長は財政課長が当たるとのこと。
5. 市内利用対象コンビニは、17店舗中14店舗とのこと。

【意見】

(賛成意見)

- コンビニでの住民票等の交付は、昨年 12 月議会において、委員会付託され、本会議場で討論を行い賛成している。これは国の制度がきっかけとなり、全国統一した取り組みである。しかし、財政負担だけが続くようであれば、制度の改善見直しについて、今後も、執行部に求めている。ただ今回の 31 号議案は、個人情報保護条例の第 9 条の規定に基づき、議会の議決を必要とする案件である。その前提は、公益上の必要性和個人保護対策が行われているかどうかという点であるが、審議会でも答申を得ていることもあり、執行部からの説明によって裏づけはあると考え賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。